

# 常滑武豊衛生組合職員団体の登録 に関する条例

昭和37年10月22日

条 例 第 8 号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第5条第1項並びに第53条第1項及び第4項から第6項までの規定に基づき、職員団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 職員団体が、管理者にその登録を申請する場合には、その代理者を通じて次の各号に掲げる事項又は書類を記載又は添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員並びに法及びこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつては、その旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約又は定款の作成、役員選挙その他これに準ずる重要な行為が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

(登録の通知)

第3条 管理者は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約若しくは定款等の変更又は解散の届出)

第4条 職員団体が規約若しくは定款を変更したとき、理事、代表者その他の役員を選任し、若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した

事項に変更を生じたとき、又はその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、管理者に書面をもってその旨を届出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

(1) 登録の申請書に記載した事項の変更又は解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたこと並びにその投票の日及び場所を証明する書類

(2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約又は定款の変更の届出の場合に準用する。

(登録の取消し)

第5条 職員団体が法及びこの条例の規定に適合しないものとなつたときは、管理者は、その職員団体に適切な是正措置をとるべきことを求め、職員団体がその求めに応じないときは、あらかじめ口頭審理を行つた後、その登録を取り消すことができる。

2 前項の口頭審理の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、昭和37年9月11日から適用する。